

平成23年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年12月21日(水)

議事日程(第5号)

平成23年12月21日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第86号ないし議案第101号
請願第4号
議会活性化特別委員会中間報告
- 日程第 2 議案第102号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
議案第107号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第102号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議案第103号ないし議案第107号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 議員派遣(採決)

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太 一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一 博 君	総務部長	江幡 治 君
政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	川上 明文 君
保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 壽之 君
教育次長	山崎 修一 君	秘書課長	宇野 智明 君
総務課長	荻津 一成 君	監査委員	中村 弘 君

事務局職員出席者

事務局長	吉成 賢一	主査兼議事係長	関 勝 則
総務係長	榊 一行		

午前 10 時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

教育委員会から、平成 23 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書がお手元に配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第 1 委員長報告

議長（茅根猛君） 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 86 号から議案第 101 号まで並びに請願第 4 号，以上 17 件を一括議題として，各常任委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉君の報告を求めます。7 番益子慎哉君。

〔総務委員長 益子慎哉君登壇〕

総務委員長（益子慎哉君） おはようございます。総務委員会の審査結果について，お手元に

配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成23年第6回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第86号常陸太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第87号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第89号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第93号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第4号「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書、不採択とすべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長（茅根猛君） 次、文教民生委員長深谷秀峰君の報告を求めます。9番深谷秀峰君。

〔文教民生委員長 深谷秀峰君登壇〕

文教民生委員長（深谷秀峰君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成23年第6回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第88号常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第90号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第91号常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第92号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第94号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第95号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第96号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 次、産業建設委員長高星勝幸君の報告を求めます。10番高星勝幸君。

〔産業建設委員長 高星勝幸君登壇〕

産業建設委員長（高星勝幸君） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成23年第6回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告をいたします。

議案第97号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第98号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第99号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第100号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第101号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 次に、議会活性化特別委員会より、常陸太田市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、この際これを許します。

議会活性化特別委員会委員長荒井康夫君。11番荒井康夫君。

〔議会活性化特別委員長 荒井康夫君登壇〕

議会活性化特別委員長（荒井康夫君） 議会活性化特別委員会委員長の荒井でございます。議長のお許しをいただきましたので、お手元に配付されました議会活性化特別委員会中間報告書に基づきまして報告させていただきます。

議会活性化特別委員会中間報告書。本特別委員会に付託された事件について、常陸太田市議会会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり中間報告をいたします。

1、調査事件、常陸太田市議会の活性化についての調査・研究。

2、委員会活動の経過、会議の開催年月日及び協議内容につきましては、別紙資料1のとおりでございます。お読み取りを願います。

3、調査の経過概要でございます。分権時代における今後の常陸太田市議会運営のあり方が問われる中、議会はより多くの市民が納得できる政策形成機能の充実が必要であり、その機能を十分に発揮し、市民の負託に的確にこたえることを目指した議会の活性化を図るため、平成22年12月の定例会において、常陸太田市議会の活性化に関して調査研究を行うことを目的に、11名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会が設置されました。

議会活性化特別委員会は検討を始めるに当たり、まず委員会としての基本理念を決定し、基本理念を実現するため6項目を柱とする基本方針を設定し、今後の進め方について確認しました。

次に、検討項目として取り組むべき課題を整理し、具体的検討項目として30項目を取り上げることとしました。第3回以降の議会活性化特別委員会においては、具体的検討項目について検討を行い、途中、東日本大震災により中断を余儀なくされましたが、これまでに18回委員会を開催し、30項目のうち26項目については委員会で結論を得、結論を得た項目については、3回にわたり全員協議会において中間報告を行い、決定された事項から順次実施に移行してきたところであります。

今後とも、引き続き、残された項目や新たな課題に対し、市民の負託にこたえるべく検討を重ねてまいります。

15ページへ参りまして、4、調査（協議・検討）結果につきましては、これまで3回にわたり全員協議会で中間報告を行ってまいりましたので、詳細は省略いたしますが、主な調査結果についてご報告を申し上げます。

まず、項目1の本会のあり方に関することでございます。一般質問における一問一答方式の導入についてであります。市政に対する課題を1つずつ取り上げ、質問、答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができること、質問者と答弁者が相対することで自然な環境でのやりとりが可能となることなどから、一問一答方式を導入することにいたします。

1回目の質問、答弁は従来どおり登壇し、すべての通告項目について質問、答弁を行い、再質問から質問者は質問席、答弁者は自席といたします。質問は小項目に完結し、完結した項目にさかのぼっての質問はできないこととします。議員1人の持ち時間は、質問、答弁の時間を合わせて60分とします。実施時期は平成24年6月の定例会から施行実施し、検証を行い、その後、本実施へ移行いたします。

次に、項目2の常任委員会等の活性化に関することでございます。定例会中の常任委員会は3日間開催とし、1日1委員会、午後1時からの開催とします。なお、午前は付託案件や、委員会ごとのテーマや課題など、自由闊達な議員間討議をするための協議会を開催いたします。実施時期は平成24年3月定例会からとします。

次に、項目3、市民参加型議会のあり方に関することでございます。議会内容の充実につきましては、議会の広報広聴に関する事項を含め、議会だより編集委員会の名称を広報委員会とし、議会だより配布時期の促進を図るため、事務局、広報委員会及び議員が原稿を分担して作成することとします。また、一般質問は1ページに2名、起立採決があった議案については賛否一覧を掲載し、平成23年12月議会後から実施いたします。

市民アンケートにつきましては、市民の議会に対する意向や意見、要望を調査し、市民にわかりやすく開かれた議会づくり、市民にこたえられる議会の改革を図るため、平成24年4月に実施いたします。

次に、項目5、議会関連予算の適正化に関することにつきましては、政務調査費使途基準の支出規定の全部を常陸太田市政務調査費使途基準の運用指針に改め、所管事務調査旅費のあり方と

あわせ、平成23年度分から実施しております。

最後に、項目6、その他議会の活性化に関するこの議会を代表して選出している各種市委員会等の委員につきましては、法令、条例等に定めるもの及び市の代表として選出しているもの以外の委員は、次期改選から委員として選出しないこととします。なお、今後も選出すべき委員については、出席した委員会等の概要を要約して、全員協議会等で報告することとします。

その他、詳細につきましては、お手元に配付してございます調査、協議検討結果によりお読み取りをお願いいたします。

なお、議会報告会の開催、休日の会議の開催については、現在協議検討中であり、固まり次第、報告することといたします。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終わります。

議長（茅根猛君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

議案第91号、請願第4号について、討論の通告がありますので、発言を許します。22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第91号常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について1件と、請願第4号「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願についての総務委員会の不採択に対して、反対の立場から討論を行います。

本議案は、温水プール利用料金等を見直すための条例の一部改正です。言うまでもなく、温水プールは市民の健康と体力づくりに役立っています。歩行者専用コースや高齢者、障害のある人たちにも利用しやすいように配慮されており、子どもから高齢者まで幅広く、年間4万人を超える利用者がある施設となっております。

平成18年度から指定管理者制度が導入されて、最初に指定管理者となった事業者にかわって、3年前に指定を受けた今のアメニティエンジニアリングが引き続き平成24年度から3年間の指定を受けました。指定管理料は、1年目と比較しますと、平成23年度で256万円ほど減額しております。利用料金は当初からかわっておりません。利用者からは、料金が他市より低料金で利用しやすいと聞いております。また、近隣の日立市などからも利用者があり、帰りはそばやうどんを食べていく人もいますようです。

一般質問でも述べましたが、温水プールの設置管理条例の第2条に、市民の健康と健全な心身の発達を図るとともに市民の交流の場とするため温水プールを設置すると設置目的が上げられて

います。年間4万人を超える利用者の中には、高齢者や障害を持つものの利用も少なくありません。健康や体力づくり、リハビリに、またストレス解消にと利用され、温水プールは憩いの場でもあります。医療費の軽減にもつながっているとと言えます。このように多くの市民が利用しております温水プールの利用料金等の値上げは行わずに、むしろ今後も低額料金で利用しやすい温水プールとして市民の健康増進を図り、市民の暮らし、福祉を充実させて、住民サービスの向上に努めるべきではないでしょうか。

今回の改正では、大人・子どもの設定に改善が見られ、この部分については評価できます。しかし、その一方で、現行大人1人300円を500円の範囲内で、また子どもについては1人200円を300円の範囲内で利用料金の引き上げを行おうとしております。

範囲内と設定したのは、指定管理者との協議の上で決めていくというようなことを一般質問の中で答弁されておりますが、最大500円までの値上げができることとなります。例えば、1年目に100円引き上げて300円から400円にする。次年度以降は、その利用者の状況を見ながら、また100円上げて400円から限度額500円にすることも、この範囲内ということのできるようになるわけです。要するに、利用料金を引き上げて、4万人を超えている利用者数が減るのか変わらないのか、その状況によって指定管理料を減らしていく。さらに、範囲内ということで、利用料金を引き上げていく。こういうことになるのではないのでしょうか。特定の人が利用するのだからということは、値上げ改正の理由にはなりません。結局、市負担を軽くして、その分を市民に肩がわりさせる。このような利用料金の引き上げは認められません。

さらに、6コースのうち2コースを限度にコース占有料1コース1時間6,000円が新たに作られました。市民からの要望があったのかどうか分かりませんが、コース占有が盛り込まれた中で、一般利用者への影響は今後どうなるのか。これについては、これまでの利用実績の中で、ある程度把握できていると思いますが、コース占有料1コース1時間の新しい料金設定も6,000円ということで認められません。例えば、1団体子ども10人で利用すれば、現在200円の料金が1時間で600円かかるということになります。団体で20人の子どもが利用すれば、現行200円が300円と、これもまた値上げになるわけです。しかも1時間という使用料金となるわけです。

条例にあるように、私は市民の健康と健全な心身の発達を図る、そのためにも使用料金、利用料金は現行どおりに行い、市民サービスに努めるべきだと思います。

次に、請願第4号「東海第2原発の廃炉を求める意見書」の採択を求める請願について、付託されました総務委員会を私も傍聴いたしました。この中で出された幾つかの意見ですが、国のエネルギー基本計画が図られる。エネルギーが十分に賅えない。議会として出す状況になっていない。拙速すぎる。また、福島原発を見ていると、死活問題だと思う。賛否に戸惑う。もう少し期間を置いて。このような意見が出され、反対多数で不採択となりました。

私は、一般質問の中で述べてきましたように、ウランもいずれ資源が枯渇するのに対し、日本での自然エネルギー資源量は、環境省データによると、20億キロワット以上の可能性があり、全国の原発54基分の約40倍にもなります。自然エネルギーを抑え付ける従来の政策を大転換

すれば、十分賄うことができますし、地方自治体でも、まちづくりの視点から自然エネルギー活用で計画を持ち、一歩進んだ施策展開を行っていくことも必要だと思います。また、廃炉といっても数十年も期間を要するわけです。高濃度廃棄物を処理する研究なども継続していく必要もありますし、その上、自然エネルギー活用を進めれば、雇用などの問題も十分解消できると思います。

意見書案にありますが、東海第二原発は、今回の大地震により、外部電源を失い、非常用発電機も3台のうち1台は津波の影響で動かずに、深刻な事態になる一歩手前だということでした。運転開始から32年が経過して老朽化し、私もこれまで指摘してまいりましたが、シュラウドサポートのひびなど、重要なトラブルを初め、老朽化によるトラブルが頻繁に起きております。また、東海第二原発も東日本大震災で大きな被害を受けており、国内一の人口密集地に立地し、今後、事故が起きれば、関東全域に予測不能で甚大な被害を及ぼすわけです。

したがって、請願の項目にあります県の原子力防災計画を見直し、安全対策や避難計画を立てること、住民合意のないまま東海第二原発の再稼働は認めないこと、そして東海第二原発の廃炉を国と事業所に求める意見書を提出することは、願意妥当だと思います。

福島原発で避難を余儀なくされている多くの被災者の方に心を寄せ、また太田市民の命と暮らしを守ること、これも議会の役目だと思います。立地しております東海村の村上村長が、原発を持つことは危険が多過ぎるのでやめるべきだと、このような態度を明らかにしており、また津波と地震、原発の被害の大きかった北茨城市議会においては、12月定例議会の中で、同じ請願者からの廃炉を求める請願を全会一致で採択し、県内では土浦市なども全会一致で採択しております。

私は、最後になりますが、福島の現地までは行けませんので、近くまで状況を見に行きました。福島で行われた原発ゼロを目指す大集会などにも参加してまいりました。その集会の中でも、前福島県知事の佐藤栄佐久さんは、あいさつの中でこのように言っております。日本はファシズムの原子力国家。エネルギー庁は、県民が自分の頭で考えるのは生意気だと、こういうピラを出したそうです。また、飯舘村の村長もあいさつの中では、「原発による全村避難に腹が立ち、悔しく憎らしい。ふるさとにはそこにて慈しむもの。私たちがふるさとに戻る応援を皆さんにお願いしたい」と、このようなあいさつをされました。また、福島県農業協同組合中央会会長は、「福島を担う子どもたちの夢を奪った事故は、原発政策を進めてきた政府と東電による人災である。子孫がふるさとに帰り、農業をなりわいにするように頑張っていきたい」。

また、この集会には、日本共産党も出席しまして、民主党も出席をされました。また、社民党の福島瑞穂党首はメッセージを寄せ、自民党からもメッセージが寄せられました。こういう文字どおりオール福島の大集会となったわけです。

私たち太田市民は、この何ととっても32年がたっている、老朽化した、頻繁に事故を起こしている東海第二原発のすぐそばに住んでいるということなんです。ですから、そういうところで、もし事故が起きれば、県内30キロの中には、もう100万人の人が住んでいる。避難計画も立たない。こういうことを考えたときに、県内では、東海原発から離れております土浦市などでも、

全会一致でこの廃炉を求める意見書を採択しているわけです。私たちがすぐ近くに住んでいるこの常陸太田市議会で、東海の廃炉を求めていくこと、これは当然のことではないでしょうか。私はこうしたことを同僚議員の皆さんにご理解いただいて、ぜひ、この東海原発の廃炉を求める意見書に賛同をいただきたい。このことをお願いして、私の反対討論を終わらせていただきます。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号常陸太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、議案第87号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の制定について、議案第88号常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部改正について、議案第89号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第90号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、以上5件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第90号まで、以上5件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第91号常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第91号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第92号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第93号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について、議案第94号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第95号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第96号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第97号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第98号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第99号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第100号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第101号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、以上10件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第101号まで、以上10件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

請願第4号「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、請願第4号については、不採択とすることに決しました。

日程第2 議案第102号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、議案第102号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第102号につきまして、ご提案理由の説明をさせていただきます。

議案第102号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を常陸太田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年12月21日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市天神林町2273番地。氏名、小林等。生年月日、昭和15年9月15日。

提案の理由でございますが、常陸太田市固定資産評価審査委員会委員小林等氏が平成24年1月6日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するため、ご提案するものでございます。

なお、小林氏につきましては再任でございます。略歴につきましては、平成15年1月より常陸太田市固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。現在に至っております。ご同意のほどよろしく願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。
お諮りいたします。

議案第102号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議案第103号ないし議案第107号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議案第103号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第104号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第105号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第106号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第107号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、以上5件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第103号から議案第107号までにつきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてご提案を申し上げます。それぞれ議案ごとにご説明を申し上げます。

議案第103号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて。下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年12月21日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市栄町216番地の2。氏名、大森眞一。生年月日、昭和18年8月15日。

提案の理由でございますが、人権擁護委員大森眞一氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するため提案するものでございます。

なお、大森眞一氏につきましては再任のご提案でございます。略歴につきましては、平成18年4月から人権擁護委員をしていただいております。現在に至っております。

続きまして、議案第104号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて。下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年12月21日提出、常陸太田市長名。

記といたしまして、住所、常陸太田市下利員町1052番地。氏名、生田目操。生年月日、昭

和24年6月17日。

提案の理由につきましては、人権擁護委員生田目操氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

生田目氏は再任でございまして、その略歴は、平成21年4月から人権擁護委員をしていただいております。

続きまして、議案第105号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて。下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年12月21日提出、常陸太田市長名。

記といたしまして、住所、常陸太田市大森町488番地の1。氏名、高橋静子。生年月日、昭和23年9月13日でございます。

提案理由につきましては、人権擁護委員の大曾根文子氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案申し上げるものでございます。

なお、高橋静子氏については新任でございます。略歴につきましてはご報告いたします。学歴につきましては、昭和46年3月茨城キリスト教大学文学部卒業、同時に茨城県教職員として奉職をされまして、平成17年4月には常陸太田市立金砂郷小学校長を務め、平成20年3月に同校退職、現在に至っているものでございます。

続きまして、議案第106号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて。下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年12月21日提出、常陸太田市長名。

記といたしまして、住所、常陸太田市稲木町1112番地の2。氏名、沢幡幸雄。生年月日、昭和22年5月20日でございます。

提案理由は、人権擁護委員井坂昌生氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

なお、沢幡氏は新任のご提案でございます。略歴につきましては、昭和45年3月茨城大学教育学部卒業後、昭和45年4月より県教職員として奉職をされまして、平成18年4月、常陸太田市立太田中学校長として務め、平成20年3月同校退職されました。その後、平成20年4月から平成22年3月まで常陸太田市立のぞみ幼稚園長を務めていただいていたわけでございます。

続きまして、議案第107号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて。下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年12月21日提出、常陸太田市長名。

記といたしまして、住所、常陸太田市幡町1990番地の1。氏名、大畠正芳。生年月日、昭和24年8月28日。

提案理由でございしますが、人権擁護委員助川次男氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

大畠氏につきましても新任のご提案でございます。大畠氏の略歴でございしますが、昭和47年3月明治大学経営学部卒業後、水戸市職員として奉職をされまして、平成21年4月水戸市監査

委員事務局長，そして平成22年3月同市退職，現在に至っているものでございます。

議員各位のご同意を賜りますようお願いをいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第103号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議案第103号については，原案同意することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第104号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議案第104号については，原案同意することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第105号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議案第105号については，原案同意することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第106号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号については、原案同意することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第107号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第107号については、原案同意することに決しました。

日程第4 議員派遣について

議長（茅根猛君） 次、日程第4，お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

議長（茅根猛君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおり決しました。

議長（茅根猛君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成23年第6回の市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

今期定例会では、条例の制定と改正、指定管理者の指定、各会計の補正予算など合計22件に

ついでご審議をいただきました。全案件につきまして原案のとおり可決、同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。また、審議の過程でいただきましたご意見、ご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと存じます。

次に、議員の皆様にあらかじめご報告させていただきます。放射性物質の除染対策につきましては、市の除染実施計画を年内に策定をし、その計画に基づいて除染を実施してまいりたいと考えております。経費につきましては、原則国が負担でございます。その費用は、補正予算の専決処分により処置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

これからさらに厳しい寒さに向かう季節でございます。議員各位におかれましてはご自愛をいただきまして、幸多き新年を迎えられますことを心からお祈り申し上げますとともに、引き続き、震災からの復旧・復興並びに原発事故の対策について、ご意見、ご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長(茅根猛君) 今期定例会は、12月9日から本日まで13日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成23年第6回常陸太田市議会定例会を閉会といたします。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員